

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年8月9日
【会社名】	関西ペイント株式会社
【英訳名】	KANSAI PAINT CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 毛利 訓士
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	兵庫県尼崎市神崎町33番1号 (本店は上記の場所に登記しておりますが、実際の本社業務は下記において行っております。) 大阪市中央区今橋2丁目6番14号
【縦覧に供する場所】	関西ペイント株式会社 本社事務所 (大阪市中央区今橋2丁目6番14号) 関西ペイント株式会社 東京事業所 (東京都大田区南六郷3丁目12番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 毛利訓士は、当社の第156期第1四半期（自 2019年4月1日 至 2019年6月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2【特記事項】

特記すべき事項はありません。